

和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正概要

市長公室人事課

■民間給与の支給が公務の支給を上回っていることを踏まえた人事院勧告に鑑み、給料表の増額改定（若年層に重点をおきつつ全職員を：1等級の平均改定率5.2%・全体平均改定率1.1%）及び期末勤勉手当の増額を実施

- ・正職員：年0.1月分（期末手当0.05月・勤勉手当0.05月）
- ・再任用、任期付職員：年0.05月分（期末手当0.025月・勤勉手当0.025月）
- ・特定任期付職員：年0.1月分（期末手当のみ）
- ・会計年度任用職員：年0.025月分（期末手当のみ）

和泉市職員の給与に関する条例（第1条・第2条）

① 一般職職員の期末、勤勉手当に関する改定 ⇒第1条及び第2条

		6月期	12月期	合計
令和5年度 (現行)	期末手当	1.20月	1.20月	2.4月
	勤勉手当	1.00月	1.00月	2.0月
	計	2.20月	2.20月	4.4月
令和5年度 (改正後)	期末手当	1.20月	1.25月	2.45月
	勤勉手当	1.00月	1.05月 (※1)	2.05月
	計	2.20月	2.30月	4.5月
令和6年度 (改正後)	期末手当	1.225月 (※2)	1.225月 (※2)	2.45月
	勤勉手当	1.025月 (※2)	1.025月 (※2)	2.05月
	計	2.25月	2.25月	4.5月

② 再任用職員及び任期付職員の期末、勤勉手当に関する改定 ⇒第1条及び第2条
会計年度任用職員の期末手当に関する改定（下記表のうち期末手当のみ対象）

		6月期	12月期	合計
令和5年度 (現行)	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
	勤勉手当	0.475月	0.475月	0.95月
	計	1.15月	1.15月	2.3月
令和5年度 (改正後)	期末手当	0.675月	0.7月 (※1)	1.375月
	勤勉手当	0.475月	0.5月 (※1)	0.975月
	計	1.15月	1.2月	2.35月
令和6年度 (改正後)	期末手当	0.6875月 (※2)	0.6875月 (※2)	1.375月
	勤勉手当	0.4875月 (※2)	0.4875月 (※2)	0.975月
	計	1.175月	1.175月	2.35月

(※1) の改正は、公布日施行で、令和5年4月1日適用。⇒第1条

(※2) の改正は、令和6年4月1日施行。⇒第2条

③ 人事院勧告に伴う給料表の増額改定（令和5年4月1日遡及適用）⇒第1条
行政職給料表及び定年前再任用短時間勤務職員給料表を改定する。

和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条・第4条）

特定任期付職員（弁護士）にかかる給料月額及び期末手当の改正を実施

給料月額 改正前472,000円 → 改正後477,000円

期末手当 0.1月分の増額

区分	6月期	12月期	合計
令和5年度 （現行）	1.65月	1.65月	3.3月
令和5年度 （改正後）	1.65月	1.75月	3.4月
令和6年度 （改正後）	1.7月	1.7月	3.4月

和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第5条・第6条）

市議会議員にかかる期末手当の改正を一般職に準じて実施

0.1月分の増額

和泉市特別職の職員の給与に関する条例（第7条・第8条）

特別職にかかる期末手当の改正を一般職に準じて実施

0.1月分の増額

【市議会議員及び特別職の期末手当の率】

区分	6月期	12月期	合計
令和5年度 （現行）	2.2月	2.2月	4.4月
令和5年度 （改正後）	2.2月	2.3月	4.5月
令和6年度 （改正後）	2.25月	2.25月	4.5月

和泉市職員の給与に関する条例及び職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

（第9条）

令和5年第3回定例会において改正した上記条例について、人事院勧告に準じ、給料表の増額改定及び給料表の増額改定により変更となる切替表を改正する。

和泉市下水道条例の一部改正について（概要）

上下水道部お客さまサービス課

1 主な改正の理由

使用料の算定方法に係る手続の明確化を行うとともに、字句修正等の規定整備を行う必要があるため。

2 主な改正の内容

第19条第3項第2号の規定について、水道水以外の水を使用した場合に申請書の提出をもって申請する旨を明記する。

第19条第3項第3号の規定について、使用水量と排除汚水量が著しく異なる場合は、その使用月に認定を求める文書を提出することと規定されている箇所及び様式の字句修正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

和泉市手数料条例の一部改正について（概要）

消防本部予防課

1 主な改正の理由

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の一部改正により追加された第39条の2第1項において、認定高度保安実施者が、高圧ガスの製造のための施設につき、特定変更工事を完成し、自ら検査を行ったときは、都道府県知事（和泉市の場合は和泉市長）が行う完成検査を受ける必要が無くなった。

これに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が一部改正され、上記の施設は完成検査合格施設に含まれるものとされ、完成検査手数料が引き下げられた（31,000円→5,800円）ことから、和泉市手数料条例（昭和31年条例第36号）においても、同様の改正を行うとともに、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

別表第11の事務「法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査」、区分「法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査」の手数料の額欄を改正し、高圧ガス保安法第39条の2第1項の施設を完成検査合格施設に含まれるものとする。

3 施行期日

令和5年12月21日

和泉市火災予防条例の一部改正について（概要）

消防本部予防課

1 主な改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等についての基準に関する規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

（1）蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項

- ア 蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改め、蓄電池容量10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、所定の基準に定めるものについては規制の対象外とした。
- イ 開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいこととした。
- ウ 屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の侵入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいとしたことから、関係する急速充電設備の規定を改正した。
- エ 屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとした。
- オ キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととした。

（2）固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項

対象火気設備等の離隔距離を定めている別表第3に、新たに、固形燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めた。

（3）火を使用する設備の届出に関する事項

火を使用する設備の届出の対象から蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池を除くこととした。

3 施行期日

令和6年1月1日

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について（概要）

教育・こども部こども未来室

1 主な改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第2号において項ずれが生じることとなるため、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日から